

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、介護給付及び介護予防給付に「2割負担」が導入されたことに伴い、所要の措置を講ずる必要があること。

2. 内容

(1) 趣旨規定の見直し（第1条関係）

本特例は、法第50条及び第60条の規定により定められた特例給付の割合の範囲内で市町村が決定するものであることから、その根拠を明記すること。

(2) 適用要件に係る規定の見直し（第2条関係）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正（該当条文 H27.8.1 施行）により、本規定により引用する条項にずれが生じていることから、当該規定を改めること。

(3) 適用要件に係る規定の見直し（第3条関係）

特例給付の給付割合の次に「(法第50条各項及び第60条各項に規定する市が定める割合をいう。以下同じ。)」を加えること。

3. 施行の時期

公布の日から施行し、平成29年7月5日から適用すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

他法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であるため。